

平成28年度

中山間地域の振興に関する施策の
実施状況等について

岩 国 市

はじめに

本市の中山間地域は、市域の大部分を占め、山、川、海といった豊かな自然環境とその美しい景観の中で、様々な伝統、文化が生まれ、大切に受け継がれてきました。

また、中山間地域は、地域住民の生活の場であるとともに、自然環境の保全、食料の安定供給、市民の憩いの場として、私たちの日常生活に欠かすことのできない重要な役割を担っています。

しかしながら、少子高齢化や人口の流出等の人口問題が都市部に比べて急速に進行し、農林水産業等の経済活動の低迷、地域のコミュニティ機能の低下、生活サービスの提供が危ぶまれる等、課題は山積みであり、中山間地域を取り巻く環境は厳しさを増しております。

このため、市では「岩国市中山間地域振興施策基本条例」に基づき、中山間地域の振興を総合的かつ計画的に推進しているところであり、平成27年10月に策定しました「岩国市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、中山間地域の活性化を掲げ、地域の創生に資する施策として、重点的に取り組むこととしております。また、今年4月から中山間地域の振興を図り、市外からの移住定住対策を推進するため、中山間地域振興課を新設しました。

本報告書は、条例に基づく年次報告であり、本市における中山間地域の現状と課題、平成28年度にその解決に向けて取り組んだ施策等をまとめております。

本報告書を通じて、中山間地域の課題やその対策等について、より多くの市民の皆様に理解と関心を深めていただき、更に共有することで、「安心・安全に暮らし続けられる中山間地域の実現」に向けて、その取組を推進してまいります。

平成29年 9月

岩国市長



福田良彦

目 次

第1章 基本計画と本報告書

- 1 岩国市中山間地域振興基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 本報告書の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 中山間地域振興の概要

- 1 全国の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 山口県の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 岩国市の中山間地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 主要な課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第3章 平成28年度の中山間地域振興施策

- 1 基本目標と施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 施策の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (参考) 平成28年度中山間地域振興関連事業・・・・・・・・・・ 31

参 考

- ・ 岩国市中山間地域振興施策基本条例・・・・・・・・・・・・・・ 38
- ・ 岩国市中山間地域振興施策基本条例第2条第5号の規則で定める
区域を定める規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- ・ 用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

第1章 基本計画と本報告書

1 岩国市中山間地域振興基本計画

本市は、山・川・海の豊かな自然に恵まれ、市域の大部分を中山間地域が占めています。

中山間地域は、地域住民の「生活の場」であるとともに、農林水産物の「生産の場」であり、森林や水田等の保水機能による「水源の涵養^{かん}*

」、森林による大気の浄化や地球温暖化防止等の「環境の保全」、「良好な景観の形成」等、多面的で重要な機能を担っています。

しかし、本市の中山間地域においては、過疎化や少子化・高齢化の進行に伴い、農林水産業など産業活動の低迷や深刻な担い手不足、耕作放棄地の増加、さらには、地域のコミュニティ機能の低下等が懸念されています。

このような現状を踏まえ、中山間地域の様々な課題解決に向けて、平成26年12月に「岩国市中山間地域振興基本計画」を策定し、今後の本市における中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしました。

2 本報告書の位置付け

本報告書は、岩国市中山間地域振興施策基本条例（平成25年条例第27号。以下「条例」といいます。）第11条に基づき、中山間地域の振興に関する施策の実施状況等について、議会に報告するとともに公表するものです。岩国市総合計画における中山間地域のまちづくり方針に沿って、本市の中山間地域の振興のための施策を着実に推進することにより、「豊かな自然と歴史に包まれ、笑顔と活力あふれる交流のまち岩国」の実現を図っていきます。

第2章 中山間地域振興の概要

1 全国の動き

(1) 人口減少と東京一極集中の傾向

厚生労働省の「平成27年人口動態統計」では、合計特殊出生率は1.45となり、年間出生数は100万5,677人と5年ぶりに増加に転じました。

しかし、我が国の人口は、平成20年をピークに人口減少局面に入り、総務省の「平成27年国勢調査」によれば、1億2,709万4,745人で、1920年の国勢調査開始以来初めての減少を記録しました。

また、人口分布については、東京都が1,351万5,271人と最も多く、東京圏（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）で3,613万685人となり、全国の4分の1以上（28.4パーセント）を占めています。また、前回の国勢調査（平成22年）と比べ、人口増加した1都7県のうち、東京圏（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）で51万2,121人増加しており、東京一極集中の傾向が継続しています。

(2) 地方創生の本格的な事業展開

地方創生は、少子高齢化に歯止めを掛け、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指しているものです。このため、国は、平成26年12月に、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、総合戦略は平成27年末に改訂を行っています。総合戦略においては、「東京一極集中の是正」「若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現」「地域の特性に即した課題解決」を基本的視点として掲げ、政策を推進するとともに、地方公共団体に対して情報・人材・財政面からの支援を展開していくこととしています。

地域創生の深化のためには、地域の生活経済実態に即した新たな「圏域」づくりに取り組む必要があり、中山間地域等においては、「小さな拠点」の形成により、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要となります。そのための取組として、人口減少や経済力の低下等

により生活サービスの存続が危ぶまれる地域において、対症療法的な対策だけでなく、その地域の経済力を維持させるコミュニティビジネスの展開も並行実施し、自立的・存続的な地域づくりを進めていく必要があると考えられています。

2 山口県の実施

【実施方針】

「山口県中山間地域振興条例」に基づき、「山口県中山間地域づくりビジョン」に沿って、「やまぐち元気生活圏」の形成を基軸に、8つの重点プロジェクト等、部局横断の実施により、総合的・体系的な中山間地域づくりを推進することとされています。

1 施策の総合的・体系的な推進

(1) 根拠法令等

◆ 山口県中山間地域振興条例（平成18年山口県条例第51号）

《目的》 中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の豊かな生活の確保に寄与すること。

◆ 山口県中山間地域づくりビジョン（2次計画・平成25年7月改定、平成27年8月一部改定）

《基本目標》 安心・安全で心豊かに暮らせる中山間地域の実現

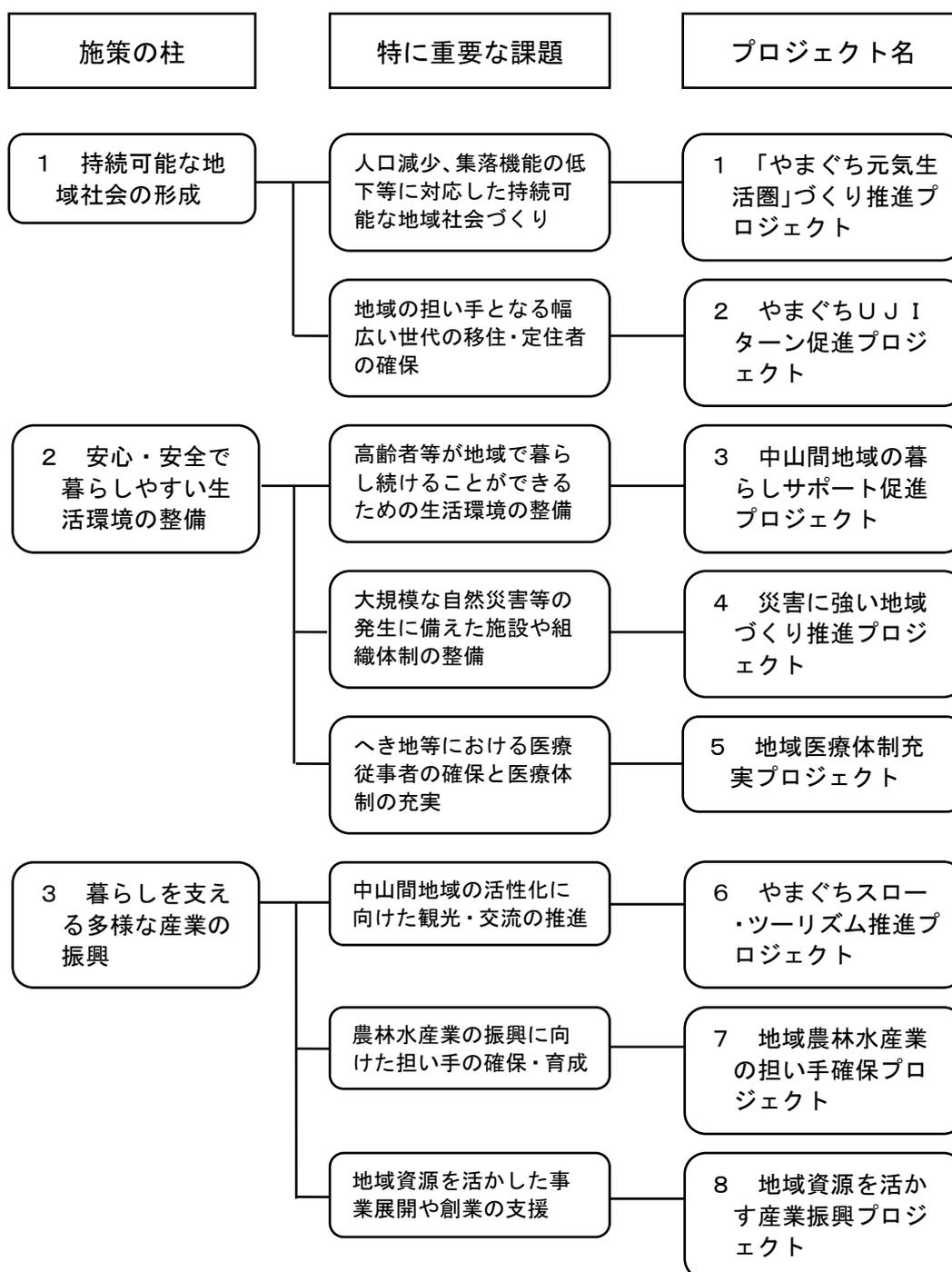
～ 中山間地域の「暮らし」満足度の向上を目指して ～

(2) 推進体制等

- 「山口県中山間地域対策推進本部」を核とした、総合的な視点に立った諸施策の推進
- 平成27年5月に県、市を始め関係団体等からなる「やまぐち元気生活圏」づくり推進会議を設置

- 県民局を中心として出先機関と地元市町で構成する「中山間地域づくり地区連絡会議」における、市町の「中山間地域づくり指針」等に基づく取組への支援や地域の実情に即した取組の促進

(3) 山口県中山間地域づくりビジョンにおける施策の体系的な推進と重点プロジェクト



2 持続可能で活力ある地域づくりの推進

- 基幹的集落を中心とする複数集落で構成し、日常生活支援機能等を拠点化・ネットワーク化した「元気生活圏」を形成するとともに、近隣都市とも連携しながら、元気生活圏を核とした地域産業の振興や人口定住の促進を目指す「やまぐち元気生活圏」づくりの推進
- 「元気生活圏」づくり推進会議における取組の結果、平成29年3月末現在、16市町33地域が元気生活圏に着手。うち4市（周南市、宇部市、長門市、萩市）が推進方針を策定するなど、取組が進展
- 「やまぐち元気生活圏形成加速化事業」を新設し、着手地域のうち、既に地域の夢プランを作成し取組を進めている地域組織の取組の加速化を支援
- 「やまぐち元気生活圏」を支える中核的組織として、元気生活圏内の各集落と、防災組織や営農組織、福祉団体、商工会、PTA、NPO^{*}等の様々な団体・機関が連携する「地域コミュニティ組織」づくりを促進
- 住民が自主的・主体的に地域の将来像や具体的な目標、行動計画等を定める「地域の夢プラン」づくりを促進し、住民が主体となった地域づくり活動の加速化のため、その実現に向けた取組を支援
- 都市地域から中山間地域に生活拠点を移し、一定期間、地域おこし活動の支援や住民の生活支援等の各種の地域協力活動に従事する「地域おこし協力隊」の導入・活用、定住・定着の促進
- 中山間地域にICT関連企業等のサテライトオフィスを誘致し、雇用の場づくりや多様な人材交流を通じた地域の活力創出を図り、集落活性化の新たなモデルの構築に向けた支援
- 地域のビジネスづくりと地域への定着を図るため、中山間地域で起業・継業を希望する人材を首都圏等から呼び込み、住民等が求めるサービスなど地域ニーズとのマッチングや開業の支援

3 やまぐちスロー・ツーリズムの推進

- 各種ツーリズムを観光分野とも連携しながら、農林漁業体験民宿の開業促進、都市農山漁村交流の情報発信や地域資源活用ツアーの流通化支援などによる「やまぐちスロー・ツーリズム^{*}」の推進

4 山口県への新たな人の流れの創出

- 人口減少の抑制や消費支出の増大による地域経済の活性化、地域づくり活動への参加を通じた中山間地域等の地域活力の維持・向上などを図るため、大都市圏等に居住する幅広い世代の本県への移住を促進
- 都市部の大学生等が山口県内に一定期間滞在し、働きながら地域住民との交流を通じて“やまぐち暮らし”を体験する「やまぐちふるさとワーキングホリデー」を実施し、若者の県内回帰、将来の移住・定住や地域の活性化の推進

3 岩国市の中山間地域

(1) 岩国市の中山間地域

岩国市中山間地域振興基本計画における対象地域は、条例及び岩国市中山間地域振興施策基本条例第2条第5号の規則で定める区域を定める規則（平成26年規則第29号）で定める次の地域で、「山口県中山間地域づくりビジョン」と同一の、地域振興5法の適用地域^{*} 並びに農林水産省の農業地域類型区分^{*} による山間農業地域及び中間農業地域（昭和25年2月1日時点の旧市町村区分。以下「農林統計中山間」といいます。）としています。

② 高齢化の状況

平成29年の年齢別人口を比較すると、65歳以上の高齢者の割合が、市全体では33.9パーセントであるのに対し、中山間地域では38.2パーセントとなっており、中山間地域における65歳以上の構成割合が高いことを示しています。

〈年齢別の人口〉

	中山間地域		市内全域	
	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)
0歳～14歳	5,594	10.3	16,196	11.8
15歳～64歳	27,985	51.5	74,463	54.3
65歳以上	20,806	38.2	46,494	33.9
全人口	54,385	—	137,153	—

住民基本台帳人口（平成29年4月1日現在）

(3) 産業活動の状況

① 就業者数の状況

産業別の就業者数は、農林漁業を始め、建設業、製造業、卸売業・小売業のいずれも減少しています。一方、医療・福祉の就業者数は増加しています。

〈産業別就業者数〉

(人)

	H17	H22	H27
農林漁業	2,934	2,049	1,578
建設業	3,645	2,926	2,771
製造業	4,751	4,389	3,878
卸売業・小売業	3,940	3,580	3,197
医療・福祉	3,308	3,687	4,159

国勢調査

(4) 児童数・生徒数の状況

① 児童数・生徒数の減少

平成18年と平成29年を比較すると、小学校の児童数は市全体では21.4パーセントの減少率であるのに対し、中山間地域では27.7パーセントの減少率となっています。

また、中学校の生徒数は市全体では25.0パーセントの減少率であるのに対し、中山間地域では36.3パーセントの減少率となっています。

〈児童数の推移〉 (人)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
中山間地域	3,244	3,190	3,151	3,042	2,991	2,852	2,695	2,618	2,488	2,484	2,348	2,345
市内全域	8,406	8,262	8,215	8,018	7,917	7,663	7,399	7,247	6,968	6,879	6,655	6,605

(各年5月1日現在)

〈生徒数の推移〉 (人)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
中山間地域	1,640	1,552	1,498	1,488	1,490	1,498	1,441	1,402	1,368	1,295	1,280	1,045
市内全域	4,420	4,363	4,269	4,215	4,115	4,166	4,065	3,999	3,954	3,815	3,738	3,314

(各年5月1日現在)

4 主要な課題

(1) 安心・安全に暮らし続けられる地域社会の構築

集落の小規模・高齢化に伴い、地域における相互支援機能の低下が懸念されており、地域で安心・安全に暮らし続けられるための環境を確保していくことが重要となっています。

高齢化が急速に進行する中、高齢者等が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、地域の連携や見守り体制を強化するとともに、安全に暮らすための情報提供や災害時の支援体制の充実を図る必要があります。

また、若い世代の定住を進めるためにも、教育や子育てを始めとした環境の整備が重要です。

① 地域での助け合いの仕組みづくり

住み慣れた地域で、お互いが支え合いながら、安心・安全に暮らせる生活環境を築いていくためには、福祉・医療関係者や民間事業者等と連携を図るとともに、地域における見守り・支え合いの体制づくりを進めることが重要です。

また、高齢者や障害者等が地域の中で自立した生活ができるよう、地域の助け合い機能を発揮できるような仕組みづくりが必要です。

② 防災面での支援体制の整備

中山間地域では、集落戸数の減少や高齢者のみの世帯の増加が進んでおり、地域における防災面での対策を強化することが重要です。

このため、自主防災組織活動の活性化を図るとともに、災害などの緊急時において、迅速、的確に要援護者等を支援できるよう、非常時の通信手段やライフライン* の確保など、防災体制の整備・充実に努めることが必要です。

③ 身近な生活交通システム* の整備

中山間地域において、高齢者の買物や通院、児童生徒の通学などの日常生活を維持していくためには、交通不便地域を解消し、地域の生活を守る身近な交通手段を確保することが重要です。

そのためには、鉄道、路線バス、離島航路等生活交通の維持に努めるとともに、生活交通バスにおける予約乗合（デマンド）* の拡大やタクシーの活用など、地域住民の日常生活を支えるための生活交通システムの整備を更に進めていく必要があります。

④ 子育て支援体制の整備

少子化・高齢化に伴い、中山間地域においても、地域の実情に配慮した子育て支援体制の整備が必要です。

(2) 集落を維持するための仕組みづくりの推進

中山間地域では、人口減少・高齢化の進行により、集落の戸数や地域活動の担い手が減少しており、地域コミュニティを基本に据えた上で、集落機能を維持するための支え合いの仕組みづくりや、地域を支える新たな担い手の確保・育成を進めていく必要があります。

また、地域住民を主体とした地域づくり活動を支援する体制づくりを進めていく必要があります。

① 集落を支え合う仕組みづくり

人口減少・高齢化の進行により、集落が小規模・高齢化し、草刈りや道路・水路等の清掃活動など協同作業の実施が困難となる集落や、集落自体の存続が懸念される地区も生じています。

こうした状況に対応するためには、校区等の範囲で集落を支え合う新たな「地域コミュニティ組織」づくりを進め、地域住民を主体とした地域の課題を解決する取組を促進することが必要です。

② 地域の担い手の確保

若者の流出や高齢化により、地域活動の担い手が大きく減少しています。こうした状況に対応するためには、U J I ターン* による定住の促進や、第1次産業への新規就業対策などを推進するとともに、地域外の住民等との交流や連携により、新たな地域の担い手を確保していくことが必要です。

③ 住民主体の地域づくりの推進

地域課題の解決に向けて、地域住民を主体とした活動を効果的に進めていくためには、地域住民、NPO法人、民間団体など、様々な組織と連携を図ることが重要です。

また、住民主体の地域づくり活動や組織運営について、継続的・安定的な取組を可能とするためには、行政の積極的な関与や組織運営に対する支援体制を構築することなどの支援が必要です。

(3) 生活を支える産業の振興

中山間地域では、基幹産業である農林水産業を始め、地域の産業活動が低迷している状況にあり、産業活動の活発化や新たな雇用の創出は、切実な問題となっています。

① 農林水産業の振興

中山間地域の基幹産業である農林水産業の振興を図るため、持続可能な仕組みづくりや幅広い新規参入の促進、地域の特性をいかした農林水産物づくりなどを進める必要があります。

また、野生鳥獣による農林水産物への被害を防止するため、関係団体との連携により、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策に取り組む必要があります。

② 地域資源を活用した新たな産業の展開

中山間地域には、多様な地域資源が存在することから、これらの資源を効果的に活用して、関係機関が連携し、「売れるものづくり」の観点から、生産・販路開拓の支援、6次産業化^{*}の展開、活発な創業活動を促進する必要があります。

③ 農林水産業を活用した交流促進

人口減少社会を迎え、地域の活性化を図るためには、交流人口の拡大を図ることが重要であり、朝市等を巡る交流イベントや、自然環境と豊かな産物をいかしたグリーン・ツーリズム^{*}等の推進、都市住民等との交流を軸とした農山漁村体験交流事業^{*}の推進など、農林水産業を活用した交流促進への取組が必要です。

第3章 平成28年度の中山間地域振興施策

1 基本目標と施策体系

(1) 基本目標

「岩国市中山間地域振興基本計画（計画期間：平成27年度から平成34年度まで）」においては、次のとおり基本目標を設定し、「豊かな自然と歴史に包まれ、笑顔と活力あふれる交流のまち岩国」の実現を目指し、「誰もがどこに住んでいても住みよさを感じられるまち」づくりに取り組みます。

基本目標

安心・安全に暮らし続けられる中山間地域の実現

(2) 施策の体系的な推進

中山間地域の抱える幅広い課題に対応するため、次の施策の柱に沿って、諸施策を体系的に整理し、総合的に取り組みます。

施策の柱

- 1 安心・安全で暮らしやすい生活環境の整備
- 2 持続可能な地域社会の形成
- 3 地域資源を活かした多様な産業の振興

(3) 施策体系

1 安心・安全で暮らしやすい生活環境の整備

- ① 暮らしの安心の確保
- ② 暮らしの安全の確保
- ③ 子育て・教育環境の整備
- ④ いきいきと暮らせる環境づくり

2 持続可能な地域社会の形成

- ① 住民主体の地域づくりへの支援
- ② 移住・定住の促進
- ③ 農地・森林等の適切な管理
- ④ 文化財の保護・活用と伝統文化の継承

3 地域資源を活かした多様な産業の振興

- ① 農林水産業の振興
- ② 商工業の振興
- ③ 観光・交流産業の振興

2 施策の取組状況

1 安心・安全で暮らしやすい生活環境の整備

(1) 施策の方向性

- 高齢者等が安心して住み続けられるよう、防犯体制の強化や生活交通の確保、生活道路の整備等に努めます。
- 暮らしの安全を確保するため、緊急時の対応を強化するとともに、防災施設等の整備・充実を図る必要があります。
- 地域の実情に応じた子育て支援の充実や、保育・教育環境の整備を進める必要があります。
- 高齢者が住み慣れた地域で生き生きと生活できるよう、社会参加を促進し、地域での支え合いの体制づくりを進める必要があります。

(2) 平成28年度の主な取組

① 暮らしの安心の確保

【医療体制の堅持】

- 市立の病院・診療所の医療施設等の整備
 - ・ 錦中央病院、美和病院、本郷診療所の設備の整備、更新を実施
- 医師・看護師等医療スタッフの確保

- ・錦中央病院：看護師 2 人入職、管理栄養士 1 人入職
- ・美和病院：看護師 1 人入職、准看護師 1 人入職、臨床検査技師 1 人入職、管理栄養士 1 人入職

○ドクターヘリ* 運用マニュアルの作成

- ・柱島 3 島は作成済、その他中山間地域については検討中

【生活道路の整備】

○市道（生活道路）整備・改良の推進

- ・小瀬地区、御庄地区、南河内地区、師木野地区、通津地区、由宇町、玖珂町、本郷町、周東町、錦町、美川町、美和町において、市道の整備を実施（60 路線）

○交通安全施設整備の推進

- ・市内各所において、防護柵、区画線、反射鏡などの交通安全施設の設置、補修を実施

○通学路の安全確保

- ・岩国市通学路学校安全対策協議会において、小中学校の通学路の危険箇所の抽出及び現地調査を行い、引き続き改善要望を実施
- ・小中学校の通学路において、街灯（防犯灯を含む。）未整備区域が数多く存在し、児童生徒が下校する際に支障を来しているため、新たに LED 照明の整備を実施

○橋りょう等の点検の実施

- ・御庄地区においてトンネルの点検を実施
- ・市内各所において橋りょうの点検を実施

○橋りょう等の維持補修の推進

- ・南河内地区、玖珂町、周東町、本郷町、錦町、美和町において橋りょう補修を実施（8 橋）

○道路パトロールの実施

- ・市職員による道路パトロールを実施

【生活交通の確保】

○通学支援

・保護者の負担軽減と利用促進を目的に、平成 28 年 8 月から市内の高校等に通う生徒を対象に防長バス及び錦川清流線通学定期代金の助成を開始

・保護者の負担軽減と利用促進を目的に、平成 28 年 8 月から市内の高校等に通う生徒を対象に生活交通バス通学定期代金の割引を開始

○生活交通バスの予約乗合（デマンド）の拡大

・錦地域・美川地域を運行している生活交通バスにおいて、予約乗合へ拡大

○スクールバスの混乗化

・由宇町を運行しているスクールバスに一般利用者を混乗化させ、一般乗合として運行を継続

○高齢者等過疎地域福祉バスの一般乗合化

・「岩国市過疎地域乗合バス」として運行を継続

○錦川清流線と岩国～柱島航路を維持するための支援

・錦川鉄道株式会社の維持確保と安定的な経営を図るため、経常損失額に対し、補助金を交付

・鉄道事業における安全性の向上のための重軌条化・橋りょう補強・脱線防止ガードの設置に対し補助金を交付

・岩国～柱島航路の維持確保と安定的な経営を図るため、補助金を交付

○公共交通に関する情報提供の推進

・岩国市公共交通総合時刻表及び岩国市公共交通マップを作成

【上下水道の整備】

○給水区域の拡大

・平成 27 年度からの繰越事業。国道における配水管布設工事及び各地区内における配水管布設工事の実施（錦町広瀬地区～美川町四馬神地区）

○「水道施設耐震化 10 ヶ年計画」の実施

・美和・本郷・美川・錦地域の老朽化した水道施設の更新及び耐震化工事等を実施

○営農飲雑用水施設の保全整備

・県施行による郷地区営農飲雑用水施設整備事業のうち、配管工事費用の一部を負担

○下水道施設の整備

・下水道未普及地域解消及び施設の長寿命化のための下水道建設事業（下水道施設の新設・更新）を実施

○浄化槽設置の支援

・周東町祖生地区において浄化槽整備設置事業（市町村設置型）を実施（計6件）

・下水道事業計画区域以外の地区で合併処理浄化槽を設置する場合に補助金交付（計27件）

【防犯対策の充実】

○消費者被害未然防止のための出前講座の実施

・地域で開催する消費生活出前講座での講演を実施

○消費者啓発パンフレット等の配布

・警察や市民団体等と協働で街頭キャンペーンを実施し、消費生活センター周知・啓発用パンフレット等を配布

・「アイ・キャン」にて、啓発CMの放送等

○消費生活専門相談員* による相談の受付

・商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で問題解決のための助言や各種情報の提供を実施

○防犯灯の電気料金助成

・自治会等が管理する防犯灯の電気料金の一部を助成

② 暮らしの安全の確保

【防災機能の強化】

○防災機能の強化

・自主防災組織の自主的な活動を支援するため、活動費を支援

・防災に関する意識の高揚及び防災知識の普及啓発のため、市内全域に

において防災講座を開催

○災害時要援護者* の支援

- ・支援制度登録者の情報更新、訪問調査、災害時の避難支援準備を実施

【減災* 対策の推進】

○急傾斜地崩壊対策事業の促進

- ・阿品地区の法面崩壊対策工事を実施（平成 30 年度に工事完了予定）
- ・土生地区のがけ崩れについて対策工事を実施

○堤防等河川施設、構造物の保全・整備

- ・周東地域の今岡川、西長野川及び八光寺川の護岸改修工事を実施
- ・小谷川（通津）及び堂本川（由宇）ほか 5 河川の整備工事、周東千束地区の浸水対策調査業務を実施

○排水路・ポンプ場等の整備

- ・地蔵川ポンプ場（通津）及び新市雨水渠樋門（^{きよ}玖珂）の改修工事、御庄地区の浸水対策検討業務を実施
- ・由宇地域の拝岩地区排水路、堂本水路及び堀田開作水路の整備工事を
実施

○防災行政無線システムの整備

- ・災害時の的確かつ迅速な防災情報等の伝達のため、市内全域において
防災行政無線を更新、整備

【消防・救急体制等の強化・充実】

○消防施設の整備

- ・消防団員の安全確保の観点から、各種災害現場等に出動する消防団員の
通信手段として、無線機等の情報通信機器を整備することにより、消
防団の現場等における情報収集、共有、発信機能を強化（H27～28）
- ・購入後 20 年が経過した（老朽化した）消防自動車及び小型動力ポンプ
を更新することで、火災発生時に迅速かつ確実な消火活動が行える体制
を整え、地域住民の生活環境を改善
- ・消防水利が乏しい由宇町神東大畑地区に防火水槽を設置することで、
初期消火の迅速化を図り、住民の安心・安全を確保

○救命講習会の実施

- ・傷病者に対して必要な応急処置ができるバイスタンダー*（発見者、同伴者等）が増えるよう、応急手当の普及啓発活動を実施

③ 子育て・教育環境の整備

【子育て支援の充実】

○子育て支援に関する情報提供

- ・リアルタイムに様々な子育て情報を発信するための「いわくに子育てアプリ」の維持管理
- ・乳幼児学級や育児相談、訪問や子育てアプリ等により、情報提供を実施

○放課後児童教室* の整備充実

- ・玖珂小学校と玖珂中央小学校の統合に伴う校舎建設事業に合わせて、放課後児童教室の新築工事を実施（H27～28）。平成28年度末に完成及び運用開始
- ・放課後児童支援員等の負担軽減を図るため、パソコンやソフトウェア等の整備を実施

○子育て家庭への医療費助成の実施

- ・対象となる受給者の保険適用医療費（自己負担分）を公費で助成することにより、子育て家庭の経済的負担を軽減

①対象：小学校未就学児童で父母の所得制限あり（平成28年10月から、所得制限を超える場合は市制度により助成）

②対象：小学生で父母の所得制限あり（平成28年10月から、所得制限を撤廃し、対象を小中学生に拡大し助成）

③対象：18歳の最初の3月31日までの児童を養育するひとり親家庭等の父母と児童で、市民税所得割額が非課税世帯のもの

○子育て学習会の開催

- ・小学校就学前の保護者を対象とした「子育て学習会」は21小学校で、中学校在校生の保護者を対象とした「家庭教育学習講座」は8中学校

で実施

○子育てボランティアの育成支援

・母子保健推進員* が身近な子育ての相談役となれるよう、研修会の開催等による支援を実施

○地域における子育ての交流や仲間づくりなど支援の場の提供

・子育て家庭の支援のため、乳幼児、保護者双方が交流できる場を提供し、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等の育成支援などを実施している民間保育所に対し、その経費を補助

・乳幼児学級や母子保健推進員が実施主体の子育て輪づくりの場を各地域で開催

【地域と一体となった教育力の向上】

○コミュニティ・スクール* の整備の促進

・平成 27 年度に岩国市内の全小中学校のコミュニティ・スクール化を完了し、核とした地域学校協働活動を推進

○幼・保・小連携、小・中連携、中・高連携、学校間連携の推進

・児童が義務教育の始まりにスムーズに適応していけるような実践事例集を作成し、学校への普及を図るとともにカリキュラムとしての充実を推進

・9 中学校区において、地域協育ネット協議会* を運営

○放課後子供教室* の整備充実

・河内、通津、由西、神東、周北、美和東・美和西・本郷の 6 教室（8 小学校区）において実施

○青少年非行防止活動の推進

・相談活動の一環として、岩国市内中学校区を目安に教育相談員を配置

・青少年の補導、指導、保護に関する事業を実施

・青少年健全育成（非行防止）作品の募集及び表彰

・ヤングテレホン（電話相談窓口）の実施

・教育支援教室* の運営、スクールカウンセラー・心の支援員の派遣事業、教育相談事業、スクールソーシャルワーカー事業を実施

- ・不登校児童生徒の多様な状況に応じた学習の場の設置促進、アウトリーチ型不登校支援事業* の実施

【教育環境の充実】

○小・中学校の耐震化の推進

- ・小学校の講堂の非構造部材の耐震化を実施
(設計：神東小) (工事：美和東小)

- ・小学校施設の耐震改修工事を実施
(工事：杭名小、修成小、神東小、小瀬小)

- ・河内小学校木造校舎の耐震化を実施 (設計)

- ・中学校施設の耐震改修工事を実施
(設計：通津中) (工事：由宇中)

○小・中学校の空調設備の整備

- ・市内小・中学校に空調設備を整備
(設計：小瀬小、杭名小、由西小、神東小、周北小)

- (工事：柱野小、高森小、川上小、米川小、そお小、修成小)

○小・中学校施設の改修・改築の推進

- ・玖珂小学校と玖珂中央小学校の統合に伴う校舎建設事業を実施

○通学路の安全確保等

- ・通学路の安全確保のため、スクールガード* との情報共有の充実

④ いきいきと暮らせる環境づくり

【高齢者の社会参加の促進】

○高齢者の社会参加の促進

- ・柱島地区に居住している 70 歳以上の高齢者に渡船料金の一部を助成
- ・市内に居住する 70 歳以上の高齢者に生活交通バス、いわくにバス、防長バス (区域指定あり) の優待乗車証を交付
- ・70 歳以上で、自宅から最寄りの駅又はバス停までの距離が 1 キロメートル以上 (標高差を勘案し距離を短縮) の高齢者にタクシー利用券を交付し助成

○高齢者ボランティアグループの活動への支援

・地域で組織された高齢者生きがいボランティアグループが、高齢者等に日常生活に関する軽度生活支援を行い、自立支援を図る活動に対し助成を実施

○ふれあいいきいきサロンの充実

・ふれあいサロン* の運営相談、サロンへの講師派遣等の支援を実施

○老人クラブ活動への支援

・高齢者の知識、経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な老人クラブ活動に対し補助を実施

【高齢者が安心して生活できる環境づくり】

○地域包括支援センターの機能強化

・高齢化率が上昇し、高齢者のみの世帯や認知症高齢者等の支援等処理困難事例が増加する中、同センターの安定した運営、相談体制の確保のため、日常生活圏域5か所にそれぞれ同センターを設置

○認知症対策の推進

・認知症対策の普及啓発、地域の認知症高齢者やその家族を支援する認知症サポーターを養成

・認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の人やその家族を支援する相談業務を行う認知症地域支援推進員を配置

・徘徊はいかいを行う認知症高齢者等がGPS端末機等を携帯することにより、その位置情報を把握して、早期発見・早期対応につなげたり、必要に応じて、現地への駆けつけを行うサービスを介護家族等が利用することを支援

○見守り支援体制づくりの推進

・由宇町の高齢者世話付住宅に生活援助員を派遣し、安否確認や生活相談等を実施

・一人暮らしの高齢者に係る、安否確認、相談・助言、関係機関との連絡・調整を実施

【介護予防の推進】

○介護予防の推進

・要支援者・事業対象者に対する訪問型サービスを、

①新しい総合事業実施以前の介護予防訪問介護と同様の身体介護・生活援助サービス

②実施基準を緩和した生活援助サービス

③住民ボランティア等の自主活動による生活援助サービス

の3事業で実施。①②は、原則現物支給。③は、住民ボランティア等活動の支援

・要支援者・事業対象者に対する通所型サービスを、

①新しい総合事業実施以前の介護予防通所介護と同様のサービス

②実施基準を緩和したサービス

③住民ボランティア等の自主活動によるサービス

の3事業で実施。①②は、原則現物支給。③は、住民ボランティア等活動の支援

・要支援者・事業対象者に係るケアマネジメントを実施

・収集した情報を利用することにより、閉じこもり等に対する何らかの支援を必要とするものを把握し、介護予防事業との連携を実施

・介護予防、健康づくりに係るパンフレット等作成、講演会・相談会・教室の実施

・高齢者が参加する地域の介護予防活動の育成・支援を実施

・地域の高齢者の社会的孤立感解消・生活の自立を図るため、高齢者が参加する各種大会等を支援

・高齢者の健康的な生活を支える地域の各種団体の活動を支援

・高齢者の介護予防となる通いの場の運営を行う住民ボランティア、NPO等に対して、運営費の支援を実施

・事業の実施方法等の改善を図るため、設定した目標の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業の評価を実施

・地域の高齢者を支える人材育成を促進するため、高齢者支援ボランティアコーディネーターや人材バンクを設置、ボランティア養成講座を実

施

・介護方法や介護に関する効果的な記録方法、介護予防、介護者の健康づくり等についての知識、技術を習得させるための教室を錦町にて開催

2 持続可能な地域社会の形成

(1) 施策の方向性

- 地域が抱える様々な課題を解決していくためには、地域住民が主体となった活動を展開していくことが必要です。
- 地域の魅力をいかした交流機会を創出することで、中山間地域の重要性の理解を進めていくとともに、若者などU J I ターン希望者を地域づくりの担い手として受け入れるための体制を整えることが必要です。
- 人口減少・高齢化が進む中で、新たな方策も取り入れながら、農地、森林等の適切な管理を図ることが必要です。
- 地域の多彩な歴史・伝統文化を次世代に着実に継承していくため、有形・無形の文化遺産の保存・活用を進めるとともに、文化財や歴史に親しむための環境整備を図る必要があります。

(2) 平成28年度の主な取組

① 住民主体の地域づくりへの支援

【市民活動の推進】

- 自治会活動の支援及び加入促進
 - ・自治会長に対し、加入呼び掛けの進め方や他の自治会の実施例等を掲載した自治会加入促進マニュアルを作成し、配布
 - ・転入者には、転入手続をする関係窓口で加入促進リーフレットを配布
 - ・加入率の低いアパートやマンションに入居する際にもリーフレットを配布していただくよう山口県宅建協会岩国支部に依頼
- 協働事業の促進及び体制の強化
 - ・中山間地域を含めた市内全域の市民活動団体等、多様な主体との協働を積極的に推進するための総合的な調整の役割を担う市民協働推進員を平

成 27 年 10 月から市役所各課に設置

・協働のまちづくりの指針となる「岩国市協働のまちづくり促進計画」を平成 28 年 9 月に策定

○市民活動支援センターの充実及び市民活動団体の育成

・市民活動支援センターを活用して、市内全域の市民活動団体を対象とした講座を開催

○補助金・交付金の制度充実及び市民への周知

・市民活動の活性化と市民活動団体の発掘及び育成を目的とし、事業の経費の一部を市が交付金（みんなの夢をはぐくむ交付金）として交付（中山間地域における平成 28 年度の交付団体数は 6）。広報紙やホームページ等で周知

・市内 8 地域で設立されている「地域ささえ愛協議会」に交付金を交付し、地域づくりを行う担い手の育成と地域活動の活性化を推進

○集落支援員* 等による地域の維持・継続のための支援

・集落支援員による集落の実態把握（由宇町、美川町、美和町）を実施
・地域の将来活動計画（夢プラン）の作成及び活動を支援

○地域おこし協力隊* 等による地域協力活動の推進

・柱島群島の地域団体活動に参加し、情報を発信
・玖西地域の地域活動を支援し、地域力の維持・強化に貢献
・山代地域の特産品加工販売の活動支援及び地域活動に参加し情報を発信

○小規模・高齢化集落* 等への対策の推進

・住民による草刈り活動等が困難となった小規模・高齢化集落において、地域外の住民・団体が支援を実施（3 集落を支援）

牛ヶ多和（美和町）、山ノ内（美川町）、上宇塚（本郷）

② 移住・定住の促進

【U J I ターンによる定住促進】

○地域づくり相談員によるコーディネートの実施

・U J I ターンに関する相談件数 225 件、相談者数 114 人

○ I J U（移住）応援団* 認定数の増加

・新たに4地区で応援団が設立（美川地区定住促進連絡協議会（美川町）、由西を元気にしよう会（由宇町）、河内空家応援隊（南河内）、農事組合法人むかたお（錦町））

○地域おこし協力隊の充実及び定住・定着の支援

・柱島群島、玖西及び山代地域で各1人の地域おこし協力隊員が地域活動等を支援し、地域情報を発信

【住宅・住環境の整備】

○市営住宅の適正な維持管理

- ・市営住宅の建物の安全性を維持するために補修工事等を実施
- ・周東久田団地の公共下水道への接続に係る工事を実施
- ・市営住宅の住戸内バリアフリー化等を実施

○空き家等の適正な管理の推進

・不良度判定基準を満たす空き家の所有者が、当該空き家等を除却する場合に、除却費用の一部を助成

○空き家情報登録制度による空き家の有効活用

- ・新規の空き家登録9軒、成約10軒

○不動産関係団体や商工関係団体との連携

- ・サテライトオフィス物件情報を山口県と商工関係団体と不動産関係団体とで共有
- ・ふるさとワーキングホリデーに、2社5人が参加

③ 農地・森林等の適切な管理

【自然環境の保全】

○森林経営計画* に基づく森林施業の促進

- ・民有林の施業（造林・間伐）に対し、補助金を交付

○林内路網の整備による造林の促進

- ・民有林の作業道の開設に対し、補助金を交付

○海岸及び海底清掃の実施支援

- ・漁業操業の円滑化及び漁業資源の確保のため、漁場海底に散在するごみ類等の清掃を実施（通津、由宇）

④ 文化財の保護・活用と伝統文化の継承

【文化財等の保護・活用】

- 文化財の調査・指定の推進
 - ・新規事業として、郷土の文化の貴重な記録を残すため、柱島群島の歴史や文化の調査を実施し、調査成果を冊子にまとめて刊行
- 民俗芸能まつりの開催
 - ・「岩国民俗芸能まつり」30周年記念大会を、11月12日、13日の2日間、錦帯橋鵜飼広場の野外ステージで開催（観客約2,000人）
- 無形文化財後継者の育成、活動団体の育成支援
 - ・無形民俗文化財保存団体に公共団体及び民間団体の助成等を紹介
- 天然記念物の保護保存対策
 - ・国指定特別天然記念物「オオサンショウウオ」の保護に関し、宇佐川に生息しているオオサンショウウオの生息状況等の調査を実施（H27～）
 - ・自然科学学習及び環境学習による「オオサンショウウオ」の将来に向けた保護対策として、科学の祭典、環境フェスタ等の6つのイベントで生体展示を実施（参加者延べ1,000人）
 - ・新規事業として、「オオサンショウウオ」の夜間観察会を8月16日に宇佐川において開催（参加者18人）

3 地域資源を活かした多様な産業の振興

(1) 施策の方向性

- 中山間地域の主要な産業である農林水産業の振興を図るため、担い手の確保
 - ・育成や、経営支援に取り組む必要があります。
- 市内における創業を支援し、雇用の場を確保するための地場産業等の振興を図る必要があります。

- 体験型観光* の受入地域の拡大や体験プログラムの充実などにより、都市との交流を一層拡大する必要があります。

(2) 平成28年度の主な取組

① 農林水産業の振興

【農林水産業の経営支援及び育成】

- 地域農業マスタープラン* に基づく地域農業の支援
 - ・地域農業マスタープラン（人・農地プラン）を作成
- 農地中間管理機構* を介した農地の集積支援
 - ・農地中間管理機構を介した農地集積に対して補助金を交付
- 日本型直接支払制度* の活用促進
 - ・傾斜地や農地の不整形といった条件が不利な中山間地域の農業生産活動に対して交付金を交付
 - ・地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して交付金を交付
 - ・農用地の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動の組織数 39 組織（認定農用地面積 734.17ha）に対して交付金を交付
- 地域特産物の生産、販売への支援
 - ・市有牛から生まれた産子を市内の畜産農家が 3 頭保留し、保留補助金を交付
 - ・農業協同組合、生産組合等の団体が行う農作物の栽培研究や出荷資材購入等の産地育成を目的とした事業に対して補助金を交付し、地場農産物の産地振興及び市場出荷率の向上を支援
- 森林経営計画に基づく森林整備への支援
 - ・森林整備地域活動交付金を交付し、施業集約の促進等を支援

【担い手の確保・育成】

- 新規就農者の確保・育成のための経営安定対策事業の推進
 - ・認定就農者の認定を受けた新規就農者に対して、農業用施設等の整備費用の 4 分の 1 を補助
- 農林業の経営意欲の高い担い手に対する支援事業の推進

- ・担い手の行う農地の借受に対して、補助金を交付
- 農業関係融資制度による経営基盤の拡大及び安定化
- ・認定農業者が農業用施設・設備の整備を行うときに借り入れる長期資金融資に対して、利子補給補助を実施

【生産環境の向上と生産基盤の整備】

- 農地や農業用施設の整備など農業生産基盤整備事業の推進
- ・中山間地域総合整備事業（岩国北部地区）、大規模農道保全事業（周東町）、南河内地区ほ場整備事業、梶屋頭首工整備事業（周東町）に対し、負担金を支出
- ・美和町の長角頭首工改修工事を実施
- 林道開設など林業基盤整備事業の推進
- ・林道紙屋ヶ迫線の開設事業及び林道沼田線の測量設計委託を実施
- ・県の行うふるさと林道倉谷線開設事業と林道大朝・鹿野線開設事業に対して負担金を支出
- ・林道大奴田線の開設事業及び林道須川・高根線の開設事業を実施
- 治山事業の推進
- ・民有林野の崩壊地の復旧、荒廃の恐れのある箇所予防事業として治山事業を実施
- 港湾施設、海岸保全施設、水産基盤及び漁場の整備
- ・海産物の荷揚げ作業を円滑にするため、通津漁港の浮棧橋を整備
- ・老朽化が著しい柱島船揚設備の改修を実施
- ・老朽化が著しい有家港船揚設備の改修を実施
- ・老朽化が著しい端島東護岸の改築を実施
- 栽培漁業* の推進
- ・稚魚等放流事業の実施（通津、由宇、柱島）
- 有害鳥獣の防護対策と捕獲対策の推進
- ・農林産物の鳥獣被害防止のための電気柵やワイヤーメッシュ等の設置に対し、補助金を交付
- ・猟友会の捕獲隊が実施する有害鳥獣の捕獲に対して、奨励金の支給と委託料

の支払を実施

【農林水産業を活用した交流促進】

- 市民農園などを活用した農作業体験の推進
 - ・市民農園など 15 施設の活用により農作業体験を推進
- 朝市などを活用した交流イベントの推進
 - ・生活改善実行グループなどが行う朝市などを活用した交流イベントを支援
- 森林公園などを活用した森林体験学習の推進
 - ・森林体験交流施設（6 施設）を活用した森林体験学習を支援
- 森林体験交流施設などを活用した里山交流^{*} の推進
 - ・森林体験交流施設（6 施設）を活用した里山交流を支援

② 商工業の振興

【経営基盤の強化】

- 岩国市制度融資の促進
 - ・中小企業振興資金 融資件数 226 件 融資額 1,019,880 千円
 - ・創業支援資金「かけはし」 融資件数 9 件 融資額 27,960 千円
- 地域資源の活用
 - ・関西岩国倶楽部にて地酒（市内 5 蔵）の試飲会を実施

【商店街の活性化】

- 商店街イベント事業の支援
 - ・イベント会場に商店街を利用してにぎわいを創出
 - ・イベントに商店街の商品売場を設置

③ 観光・交流産業の振興

【体験型観光の推進】

- 体験型教育旅行^{*} の拡大に向けた実施体制・連携の強化
 - ・周南学びの会推進協議会との連携。大規模校の共同受入れ
 - ・プロジェクトチームを軸に、体験型教育旅行受入れに関する支援内容を検討
 - ・3校の受入れに対して、玖北 4 町の総合支所・支所と周東総合支所が協力し

て受入支援

○スロー・ツーリズムの推進

・やまぐち元気！むらまち交流推進協議会に参加し、意見交換と情報収集を実施

○情報発信の強化

・岩国米軍基地内情報誌への掲載
・山代地域の魅力をPRする業務を実施。沢トレッキング体験等を目的に多くの人が山代地域を来訪

○体験型旅行の誘致

・自然の魅力をいかした体験型旅行の誘致を行うため、アウトドア事業者と連携し、アウトドア情報誌に広告を掲載
・関東・関西地区での体験型教育旅行の誘致活動を実施

○体験交流プログラムの開発、ブランド化

・山代エリア周辺でガラス工芸品の製作やパン屋などを視察し、新規体験プログラムを模索

(参考) 平成28年度中山間地域振興関連事業

- ※ 「※他含」は中山間地域だけでなく、中山間地域以外の地域でも実施した事業
- ※ 「再掲」は他の施策においても計上している事業
- ※ 平成29年度の担当課名で記載

1 安心・安全で暮らしやすい生活環境の整備

① 暮らしの安心の確保

事業名	決算額(千円)	所管課
市立病院設備更新事業(病院事業会計)	32,042	地域医療課
診療所運営費	57,737	地域医療課
道路改良舗装事業	151,418	道路課
辺地道路整備事業	8,197	道路課

過疎道路整備事業	18,998	道路課
社会資本整備総合交付金事業（道路）	76,304	道路課
通学路照明整備事業 ※他含	4,678	学校教育課
交通安全施設整備費 ※他含	25,306	道路課
橋りょう維持補修費	26,044	道路課
社会資本整備総合交付金事業（橋りょう）※他含	71,543	道路課
通学定期券利用促進事業費補助金	4,733	地域交通課
バス等関係費	42,011	地域交通課
錦川鉄道経営対策事業費補助金	73,511	地域交通課
錦川鉄道輸送対策事業費補助金	10,095	地域交通課
離島航路補助金	14,787	地域交通課
岩国市地域公共交通活性化再生法協議会負担金 ※他含	4,221	地域交通課
広瀬簡易水道整備事業	102,729	環境保全課
水道施設耐震化事業（水道事業会計）	102,797	水道局
県施行中山間地域総合整備事業負担金	5,279	農林振興課
下水道建設事業（下水道事業会計）	186,206	下水道課
特定地域生活排水処理事業	7,044	下水道課
浄化槽設置整備事業費補助金	9,866	下水道課
消費者行政推進事業 ※他含	2,545	くらし安心・安全課
防犯対策費 ※他含	9,726	くらし安心・安全課

② 暮らしの安全の確保

事業名	決算額(千円)	所管課
自主防災組織補助金 ※他含	6,990	危機管理課
小規模急傾斜地崩壊対策事業	25,488	河川課
がけ崩れ災害緊急対策事業	14,478	河川課
河川整備事業	2,913	河川課
河川改修事業	13,791	河川課

排水施設改修事業	9,780	河川課
排水路整備事業	723	河川課
防災行政無線整備事業 ※他含	228,379	危機管理課
消防施設整備事業	84,716	危機管理課

③ 子育て・教育環境の整備

事業名	決算額(千円)	所管課
子育て支援アプリ配信事業 ※他含	1,296	こども支援課
母子保健相談指導事業 ※他含	5,507	健康推進課
こんにちは赤ちゃん事業 ※他含	1,717	健康推進課
子育て世代包括支援センター利用者支援事業 ※他含	5,696	健康推進課
放課後児童教室整備事業 ※他含	42,105	こども支援課
乳幼児医療費助成事業 ※他含	167,445	障害者支援課
こども医療費助成事業 ※他含	171,212	障害者支援課
ひとり親家庭等医療費助成事業 ※他含	88,257	障害者支援課
学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業	2,495	生涯学習課
地域子育て支援拠点事業 ※他含	14,332	こども支援課
教育相談員養成事業 ※他含	84	青少年課
青少年育成センター関係費 ※他含	1,741	青少年課
その他経費（青少年対策費） ※他含	1,191	青少年課
問題を抱える子ども等の自立支援事業 ※他含	7,296	青少年課
不登校児童生徒支援事業 ※他含	5,611	青少年課
いじめ問題等対策推進体制整備事業 ※他含	2,864	青少年課
小学校施設耐震化推進事業	143,065	教育政策課
河内小学校木造校舎耐震改修事業	5,271	教育政策課
中学校施設耐震化推進事業	19,730	教育政策課
市立小・中学校空調設備整備事業	126,758	教育政策課
玖珂小学校校舎建設事業	1,305,063	教育政策課

スクールガード・リーダー推進事業 ※他含	112	学校教育課
----------------------	-----	-------

④ いきいきと暮らせる環境づくり

事業名	決算額(千円)	所管課
渡船料助成事業	7,738	高齢者支援課
高齢者等福祉優待乗車事業 ※他含	137,755	高齢者支援課
長寿支援タクシー料金助成事業 ※他含	9,757	高齢者支援課
地域介護予防活動支援事業 ※他含 (高齢者生きがい対策推進事業)	6,371	高齢者支援課
老人クラブ育成費 ※他含	10,236	高齢者支援課
地域包括支援センター委託事業 ※他含	69,303	高齢者支援課
その他任意事業(認知症サポーター養成事業) ※他含	93	高齢者支援課
認知症総合支援事業費 ※他含	3,270	高齢者支援課
認知症高齢者等位置情報提供事業 ※他含	41	高齢者支援課
その他任意事業(シルバーハウジング生活援助員派遣事業)	2,556	高齢者支援課
その他任意事業(長寿いきいき見守り事業) ※他含	3,982	高齢者支援課
第1号訪問事業 ※他含	46,245	介護保険課 高齢者支援課
第1号通所事業 ※他含	92,177	介護保険課 高齢者支援課
介護予防ケアマネジメント事業 ※他含	14,463	介護保険課 高齢者支援課
介護予防把握事業 ※他含	14	高齢者支援課
介護予防普及啓発事業 ※他含	498	高齢者支援課
地域介護予防活動支援事業 ※他含 (地域介護予防活動支援事業)	1,027	高齢者支援課
地域介護予防活動支援事業 ※他含 (高齢者の生きがいと健康づくり推進事業)	3,064	高齢者支援課

介護予防・通いの場づくり事業費補助金	300	高齢者支援課
一般介護予防事業評価事業 ※他含	7	高齢者支援課
介護予防地域づくり推進事業 ※他含	21,614	高齢者支援課
家族介護支援事業	60	高齢者支援課

2 持続可能な地域社会の形成

① 住民主体の地域づくりへの支援

事業名	決算額(千円)	所管課
市民活動促進費 ※他含	1,009	市民協働推進課
みんなの夢を育む交付金	1,109	市民協働推進課
地域ささえ愛交付金 ※他含	12,092	市民協働推進課
集落支援事業	632	中山間地域振興課
地域おこし協力隊派遣事業	2,301	中山間地域振興課

② 移住・定住の促進

事業名	決算額(千円)	所管課
田舎暮らし促進事業	1,718	中山間地域振興課
地域おこし協力隊派遣事業 再掲	2,301	中山間地域振興課
住宅維持補修費	2,460	建築住宅課
市営住宅排水設備整備事業	31,715	建築住宅課
市営住宅改善事業	9,465	建築住宅課
空家等対策事業	1,188	建築住宅課

③ 農地・森林等の適切な管理

事業名	決算額(千円)	所管課
一般民有林造林事業費補助金	5,864	農林振興課
漁場環境保全創造事業	1,136	水産港湾課

④ 文化財の保護・活用と伝統文化の継承

事業名	決算額(千円)	所管課
文化財の調査、指定の推進	1,421	文化財保護課
民俗芸能まつりの開催事業 ※他含	2,704	文化財保護課
天然記念物の保護保存対策	4,952	文化財保護課

3 地域資源を活かした多様な産業の振興

① 農林水産業の振興

事業名	決算額(千円)	所管課
機構集積協力金交付事業費補助金	169	農林振興課
中山間地域等直接支払交付金	92,836	農林振興課
環境保全型農業直接支払交付金	1,198	農林振興課
多面的機能支払交付金	46,539	農林振興課
優良子牛導入保留補助事業	80	農林振興課
農業振興費（農産組織育成事業補助金）※他含	1,243	生産流通課
森林整備地域活動支援交付金	1,800	農林振興課
経営安定対策事業費補助金 ※他含	8,223	農林振興課
担い手農家育成奨励補助金 ※他含	657	農林振興課
農業経営基盤強化促進対策事業（利子補給補助金）※他含	203	農林振興課
県施行中山間地域総合整備事業負担金	12,689	農林振興課
経営体育成基盤整備事業負担金	10,000	農林振興課
南河内地区ほ場整備事業負担金	1,600	農林振興課
県施行農業用河川工作物等応急対策事業負担金	752	農林振興課
単県農山漁村整備事業	19,811	農林振興課
小規模林道整備事業	24,320	農林振興課
県施行林道開設事業負担金	14,368	農林振興課
森林環境保全林道整備事業	37,643	農林振興課
小規模治山事業	23,403	農林振興課

漁港施設改修事業	2,997	水産港湾課
港湾船揚設備改修事業	2,157	水産港湾課
有家港船揚設備改修事業	4,277	水産港湾課
端島漁港海岸保全施設整備事業	17,537	水産港湾課
稚魚等放流事業	3,060	水産港湾課
獣害防止対策事業補助金	9,131	農林振興課
獣害防止緊急対策事業費補助金	97	農林振興課
有害鳥獣捕獲事業	16,971	農林振興課
農業施設維持管理費	11,863	農林振興課
農業農村活性化推進対策事業費	718	農林振興課
林業施設維持管理費	2,663	農林振興課

② 商工業の振興

事業名	決算額(千円)	所管課
岩国市制度融資保証料補給及び補填補助金 ※他含	32,227	商工振興課

③ 観光・交流産業の振興

事業名	決算額(千円)	所管課
農山漁村体験交流事業	4,497	中山間地域振興課 錦総合支所地域振興課
観光誘客促進事業	648	観光振興課

※ 「※他含」は中山間地域だけでなく、中山間地域以外の地域でも実施した事業

※ 「再掲」は他の施策においても計上している事業

※ 平成29年度の担当課名で記載

参 考

岩国市中山間地域振興施策基本条例（平成25年条例第27号）

私たちのまち岩国市は、山口県内において広大な面積を有し、市域の大半は中山間地域である。寂地山の高峰を背に山地、林野、田畑が広がるとともに県内最大の長さを誇る、清流錦川をはじめとする河川の豊かな水が瀬戸内海に流れ、恵まれた自然と美しい景観の中で歴史と伝統、文化が生まれ、地域経済が発展してきた。

言うまでもなく中山間地域は、地域住民の生活の場としての機能を有するのみならず、山、川、海と続く自然環境の保全、食料の安定供給、自然とのふれあいの場としての公益的な機能等を有しており、中山間地域の資源が産み出す恩恵は、市民が豊かな生活を営むために必要な市民共有の貴重な財産である。

しかしながら、中山間地域は、人口の著しい減少、少子高齢化の急速な進展に伴い、小規模・高齢化集落の増加による集落機能の低下や農林水産業等の経済活動の停滞等、中山間地域を取り巻く環境は大きく変化し、地域全体がぜい弱になり、危機的な状況にある。

このような状況に歯止めを掛け、市及び市民との協働によって中山間地域の振興に取り組み、現在及び将来における豊かで活力のある生活環境を確保することは、大変重要な課題である。

ここに私たちは、元気で活力に満ちた岩国市の創造を目指して、中山間地域振興に取り組むことを決意し、中山間地域の振興を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、中山間地域の振興について、基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、中山間地域の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が安心、安全に住み続けることができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「中山間地域」は、次に掲げる区域をいう。

- (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された区域
- (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された区域
- (3) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (4) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める区域（基本理念）

第3条 中山間地域の公益的機能は市民共有の財産であり、中山間地域の振興は、市民生活の維持向上に必要不可欠なものであることを踏まえ、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 中山間地域は、水源かん養・災害防止・食料の安定供給・豊かな自然とのふれあいの場等様々な観点から市民共有の貴重な財産であり、その保全及び機能維持に努めること。
- (2) 市民が中山間地域の公益的機能の重要性を理解し、その恩恵を享受していることを認識すること。
- (3) 中山間地域の市民が安心して生活を続けられる施策を実施すること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

（市民の役割）

第5条 市民は、中山間地域の有する多面にわたる機能について理解を深めるとともに、市が実施する中山間地域の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民等に対する支援）

第6条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が中山間地域の振興に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の策定等に関する基本方針)

第7条 中山間地域の振興に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる施策の基本方針に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図り、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 中山間地域の有する公益的機能に関する市民の意識の啓発を図ること。
- (2) 中山間地域の市民が当該中山間地域の振興に関し行う自主的かつ主体的な取組が促進されるよう配慮すること。
- (3) 中山間地域の伝統や文化の保存及び伝承に必要な支援を図ること。
- (4) 定住を促進するための生活環境の整備及び市民が安心して暮らすことができる安全な生活を確保するための生活基盤の整備を図ること。
- (5) 集落の育成並びに中山間地域振興の担い手の育成及び確保を図ること。
- (6) 中山間地域における産業の振興を図るとともに、生産、加工、流通、消費につながる農林水産業の振興を図ること。
- (7) 中山間地域に存する技術、人材その他の資源を活用した新たな事業の創出及び育成を図ること。
- (8) 地域の特性と実情に応じた施策の実施を図ること。
- (9) 中山間地域とその他の地域及び中山間地域相互における多様な交流及び連携を図ること。

(基本計画)

第8条 市長は、中山間地域の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中山間地域の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 総合的かつ中長期的に講ずべき中山間地域の振興に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、基本計画の案を作成しようとするときはあらかじめ、市民の意見を反映できるように適切な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備等)

第9条 市は、中山間地域の振興に関する施策を包括的かつ積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、中山間地域の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、中山間地域の振興に関する施策の実施状況等について議会に報告し、これを公表しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか中山間地域振興に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岩国市中山間地域振興施策基本条例第2条第5号の規則で定める区域
を定める規則（平成26年規則第29号）

岩国市中山間地域振興施策基本条例（平成25年条例第27号）第2条第5号の規則で定める区域は、昭和25年2月1日における玖珂郡小瀬村、藤河村、御庄村、通津村、由宇町、神代村及び玖珂町の区域（同条第1号から第4号までに掲げる区域を除く。）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

用語集

頁	用語	解説
1	水源の涵養 ^{かん}	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。
5	NPO	NonProfit Organization (民間非営利団体) の略。様々な分野において自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体のこと。
6	スロー・ツーリズム	地域の自然や生活文化、人々と触れ合い、交流体験を行うことで、地域の魅力をゆっくりと楽しむ観光のこと。
6	地域振興 5 法の適用地域	①から⑤までの地域のこと。 ①過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 12 号）に基づき公示された過疎地域及び過疎地域とみなされる区域 ②特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）に基づき公示された特定農山村地域 ③山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）に基づき公示された振興山村地域 ④半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）に基づき公示された半島振興対策実施地域 ⑤離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に基づき公示された離島振興対策実施地域
6	農業地域類型区分	地域農業の構造を規定する基盤的な条件（耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等）に基づき市町村及び旧市区町村を区分したもののこと。
10	ライフライン	生活・生命を維持するための水道・電気・ガス・通信などの施設のこと。

10	生活交通システム	通勤・通学・通院・買物等の市民の日常生活に必要な不可欠な移動を担うバス交通、デマンドタクシーなどのこと。
10	予約乗合 (デマンド)	あらかじめ発地と着地のおおむねの時刻を設定し、利用者から予約があったときのみ運行する乗合交通システムのこと。
11	U J I ターン	都市部で生活している人が、地方に移住する動きのこと。Uターンは故郷に移住すること、Jターンは故郷の近隣に移住すること、Iターンは故郷以外の地域に移住することを指す。
12	6次産業化	農林水産業(1次産業)と製造業(2次産業)、小売業(3次産業)を組み合わせた新しい経営形態のこと。農業を続けながら利益を上げ、それぞれの土地の資源を有効に活用することで、地域活性化にもつながると期待されている。
12	グリーン・ツーリズム	農村や漁村での長期滞在型休暇。都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動のこと。
12	農山漁村体験交流事業	農山漁村に対する理解を深めることを目的に、都市住民が農山漁村に訪れ、その自然や文化を体験し、人々との交流を深める事業のこと。
15	ドクターヘリ	救急専用の医療機器を搭載し、医師・看護師が乗り込んで患者のもとに急行し、病院等に搬送する間に救命医療を施すことのできる救急ヘリコプターのこと。
17	消費生活専門相談員	国・地方公共団体等の消費者相談機関で、消費者からの相談に携わる職員のこと。独立行政法人国民生活センターが資格の認定を行う。

18	災害時要援護者	災害時に、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、身を守るために安全な場所へ避難する等の行動をとるのに支援を要する人のこと。要介護者・障害者・高齢者・外国人・乳幼児・妊婦等
18	減災	災害時、被害を皆無にすることは不可能という前提に立ち、起こり得る被害を最低限にとどめ短期化しようという防災の取組のこと。
19	バイスタンダー	救急現場に居合わせた人（発見者、同伴者等）のこと。
19	放課後児童教室	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊びや生活の場を提供する取組のこと。
20	母子保健推進員	母と子の健康や子育てを応援するために各地区で活動する地方公共団体が育成したボランティアのこと。
20	コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。
20	地域協育ネット協議会	幼児期から中学校卒業程度までの子供たちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援するための、おおむね中学校区を一まとまりとした組織のこと。
20	放課後子供教室	全ての子供を対象に、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等を行っている教室のこと。

20	教育支援教室	児童生徒に学ぶ場・心の居場所を提供して、一人一人の実態に応じた相談・指導・助言を行い、子供たちの学校復帰を支援し、また、保護者や教職員を対象とした教育相談を行う取組のこと。
21	アウトリーチ型不登校支援事業	アウトリーチ型支援員を配置し、学校や教育支援教室等に通うことが困難な不登校児童生徒に対して、家庭訪問を通じての相談、学習支援等を行う事業のこと。
21	スクールガード	学校の児童・生徒が犯罪に巻き込まれないよう、学校内や周辺地域（通学路等）を見回りするボランティアのこと。
22	ふれあいサロン	一人暮らしや、家の中で過ごしがちな高齢者等と、地域住民（ボランティア等）が、自宅から歩いていける場所に気軽に集い、協働で企画し活動内容を決め、触れ合いを通して生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げ、また、地域の介護予防の拠点として機能する活動のこと。
25	集落支援員	地方公共団体から委嘱を受け、職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を行う人のこと。
25	地域おこし協力隊	主に都市部の住民が、地方自治体から委嘱を受け、地域協力活動に従事し、併せてその定住・定着が図られることにより、地域の活性化に貢献する人のこと。
25	小規模・高齢化集落	主に中山間地域に所在する、戸数が19戸以下で、高齢化率が50パーセント以上の集落のこと。

26	I J U (移住) 応援団	岩国市へのU J I ターンを市と一緒に進める地域住民・団体で構成されたサポーターのこと。移住希望者に対して、移住前から移住後まで幅広く協力を行っている。
26	森林経営計画	「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する計画のこと。
28	体験型観光	単に名所や名物を求めて巡る観光ではなく、それぞれの地域が持つ資源をいかした体験交流(体験プログラムや農漁村民泊)を通して、自然・歴史・文化等に触れる観光のこと。
28	地域農業マスタープラン	持続可能な力強い農業を実現するため、それぞれの集落・地域においての徹底的な話し合いにより、集落・地域が抱える人と農地の問題を一体的に解決するために作成する「未来の設計図」となる計画のこと。
28	農地中間管理機構	農用地等を貸したいという農家(出し手)から農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手(受け手)に農用地利用の集積・集約化を進めるため、農用地等の中間的受け皿となる組織のこと。
28	日本型直接支払制度	農業の持つ多面的機能(国土保全、水源涵養、自然環境の保全、景観の保全等)の維持・発揮のため、地域活動や営農活動に対して行われる支援制度のこと。
29	栽培漁業	魚介類等を人為的な設備、環境下で育成し保護した後、自然へ戻して、漁業の促進を図るシステムのこと。つくる漁業とも言われる。

30	里山交流	里山とは、都市と自然の間であって、人が利用してきた森林を指し、里山交流とは、里山にある多様な資源を活用した都市と農山村の住民の交流のこと。
30	体験型教育旅行	都市部の学生が、修学旅行等の一環として、中山間地域等の農林漁家にホームステイし、家業等を体験する旅行のこと。

平成 28 年度
中山間地域の振興に関する施策の実施状況等について

発行日：平成 29 年 9 月

発 行：岩国市

編 集：岩国市 市民生活部 中山間地域振興課

〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目 14-51

TEL 0827-29-5012 FAX 0827-22-2866

URL <http://www.city.iwakuni.lg.jp>

E-mail chiiki@city.iwakuni.lg.jp